

一般会計等財務書類における注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ 昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券……………償却原価法（定額法）

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

イ 市場価格のないもの……………取得原価

③ 出資金

ア 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 6年～58年

工作物 6年～60年

物品 1年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

（ソフトウェアについては、当市における見込利用期間（5年）に基づく定額法によっています。）

③ リース資産

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

- ……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法
- イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
- ……………リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（日光市財務規則において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、車両類または取得価額又は見積価格が100万円以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が 130 万円未満であるときに修繕費として処理しています。

2 重要な後発事象

該当する事象はありません。

3 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体（会計）の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

団体（会計）名	確定債務額	履行すべき額が確定していない 損失補償債務等		総額
		損失補償等引当金 計上額	貸借対照表 未計上額	
中小企業振興協会 損失補償	270 千円		479,429 千円	479,429 千円

(2) 係争中の訴訟等

係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているものはありません。

項目	訴訟内容
慰謝料等請求事件	医療機関へ救急搬送された市民が、消防隊員による中傷行為があったとして損害賠償請求をしたもの。（慰謝料等 第一審：4,900,001 円、第二審判：500,000 円）

4 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

診療所事業特別会計

公共用地先行取得事業特別会計

② 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率 ー％

連結実質赤字比率 ー％

実質公債費比率 8. 1％

将来負担比率 50. 6％

- ④ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 47 百万円
- ⑤ 繰越事業に係る将来の支出予定額 699 百万円

(2) 貸借対照表に係る事項

- ① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

普通財産のうち活用が図られていない公共資産

イ 内訳

事業用資産	80,044,096 円 (80,044,096 円)
土地	80,044,096 円 (80,044,096 円)

令和 5 年 3 月 31 日時点における売却可能価額を記載しています。

売却可能価額は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における評価方法によつてい
ます。

上記の括弧内の金額は貸借対照表における簿価を記載しています。

- ② 減価償却累計額

事業用資産	74,683 百万円
建物	72,803 百万円
工作物	1,880 百万円
インフラ資産	58,393 百万円
工作物	58,393 百万円
物品	5,054 百万円

- ③ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含
まれることが見込まれる金額 47,162 百万円
- ④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりで
す。

標準財政規模	25,348 百万円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	4,926 百万円
将来負担額	70,112 百万円
充当可能基金額	7,854 百万円
特定財源見込額	4,753 百万円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	47,162 百万円

- ⑤ 地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額
2 円

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

- ① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支 4,715,869,5671 円

② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	44,384,498,269 円	42,311,868,072 円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	100,854,841 円	94,496,590 円
資金収支計算書	44,485,353,110 円	42,406,364,662 円

地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計（診療所事業特別会計）の分だけ相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	6,119,528,784 円
投資活動収入の国県等補助金収入	673,559,600 円
未収債権、額未払債務額の増加（減少）	△498,821,309 円
減価償却費	△2,985,821,412 円
賞与等引当金繰入額（増減額）	8,471,646 円
徴収不能引当金繰入額（増減額）	83,615,554 円
損失補償引当金繰入額（増減額）	0 円
資産除売却益（損）	37,635,467 円
<u>純資産変動計算書の本年度差額</u>	<u>3,438,168,330 円</u>

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額 2,500 百万円

⑤ 重要な非資金取引

重要な非資金取引は特にありません。